

障害者自立支援協議会について

令和5年6月21日

【法的位置づけ】（障害者総合支援法）

- 障害者総合支援法第89条の3に基づいて設置される会議体

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

- ※ 平成25年度「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に変わったことで、その名称についても、「自立支援協議会」から「協議会」に変更されました
- ※ この改正により、地域の実情に応じた名称を定めることができるよう弾力化されましたが、堺市においては、引き続き「堺市障害者自立支援協議会」という名称を用いています
- ※ なお、この資料においては、原則、「協議会」と表現しています

【障害者施策推進協議会との違い】

	堺市障害者自立支援協議会	堺市障害者施策推進協議会
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者総合支援法において法定化された協議会 ● 地域における、相談支援をはじめとした、障害者等への支援体制にかかる課題の共有、支援体制の整備に向けて協議を行い、中核的な役割を担う ● 関係機関の相互のネットワーク強化や情報共有の場 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者基本法により、都道府県及び政令市が設置する協議会 ● 障害者計画の策定、障害者施策推進にかかる調査審議等を行う場
法的根拠	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者総合支援法第89条の3 ● 堺市障害者自立支援協議会設置規約 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者基本法第36条 ■ 堺市障害者施策推進協議会条例
専門部会等	<ul style="list-style-type: none"> ● 市協議会 ● 区協議会（7区） ● 障害当事者部会 ● 地域生活支援部会（平成28年度より休会） ● 強度行動障害支援ワーキング ● 障害児相談支援ワーキング 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本会 ● 日中サービス支援型グループホーム専門部会 ● 権利擁護専門部会（事例検討会） ● 障害児支援専門部会 ● 発達障害者支援専門部会 ● 計画策定専門部会 ● 相談支援のあり方専門部会

協議会の6つの機能

	機能	内容
①	情報機能	困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と発信
②	調整機能	地域の関係機関によるネットワークの構築 困難事例への対応の在り方に対する協議、調整
③	開発機能	地域の社会資源の開発、改善
④	教育機能	構成員の資質の向上の場として活用
⑤	権利擁護機能	権利擁護に関する取組の展開
⑥	評価機能	中立・公正を確保する観点から、委託相談支援事業の運営評価 サービス利用計画対象者・重度包括支援事業者等の評価

地域自立支援協議会の運営マニュアルから抜粋

(国資料からの抜粋)

- 協議会は、地域の関係機関等が集まり、地域における障害者等の支援体制に関する課題を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、地域の障害者等の支援体制の整備を図ることを目的として設置するものである。
- その取組を着実に進めていくにあたっては、地域の関係機関等が参画し、個別事例の検討等を通じて、地域の障害者等のニーズ把握やその地域に不足しているサービスや支援等の課題を明らかにすることが重要である。
- しかしながら、（自立支援）協議会について、個別事例を通じた地域課題の検討が十分に行われておらず、形骸化しているとの指摘がある。

協議会における個別事例を通じた地域課題の検討を促進することにより、
障害者の地域の支援体制の整備を推進していくことが必要

【障害者総合支援法の改正内容】（協議会に関連する内容）

- 令和6年4月1日施行の改正障害者総合支援法（令和4年12月公布）において、協議会にかかる内容も改正されています

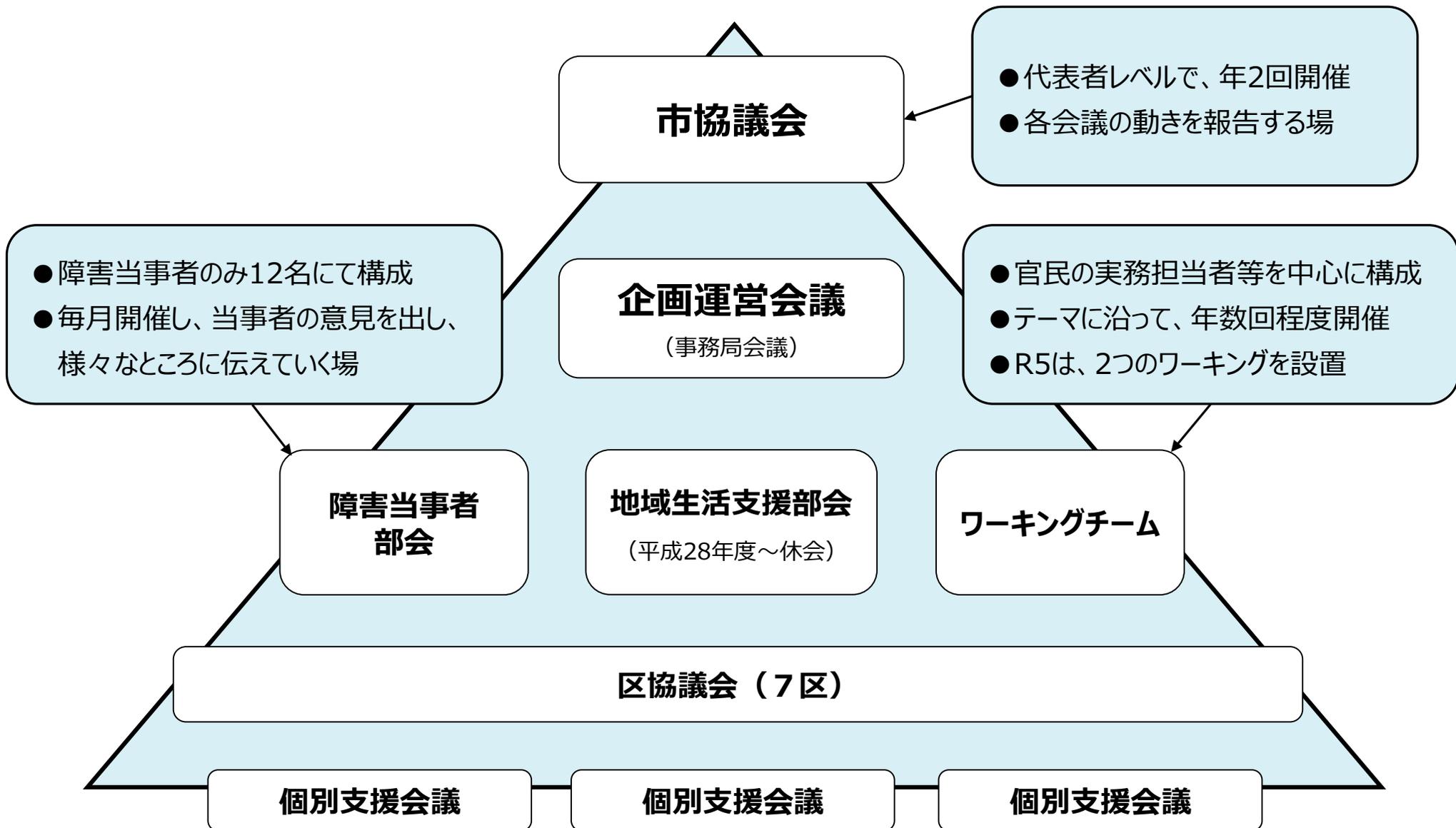
- ① 協議会の役割に、「障害者等の適切な支援に関する情報共有」が明確化されました
- ② 協議会は、地域関係者等に対し、情報提供や意見表明等の協力を求めることができること、また、求めがあった場合には関係機関等が協力するよう努めることとされました
- ③ 協議会にて個別の支援事例に関する必要な情報の共有を、制度上可能とすることを目的に、協議会関係者に対し、守秘義務が課されました

【国の基本指針】（第7期障害福祉計画における協議会に関連する項目）

成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する

協議会の体制（本市におけるイメージ図）



【共通テーマの設定】

- R3年度より、初めての試みとして、区協議会の共通テーマを設定

- R3年度の共通テーマ

「複合的な課題を抱える家族への支援 ～その中にいる児童にも焦点をあてて～」

※ R2年度の各区協議会の報告にて共通してみられたキーワード、
「児童」、「障害児」、「途切れのない」、「複合多問題」を参考に設定

- R4年度以降も、継続して区協議会の共通テーマを設定

- R4年度の共通テーマ（R5年度も継続）

「複合的な課題を抱える家族への支援

～世代や属性を越えたシームレスな連携・支援を考える～」

※ R3年度の「複合的な課題を抱える家族への支援」は残しつつ、
R3年度の各区協議会の報告における、「多様性（外国籍も含む。）」、「様々な節目」、
「支援の狭間」、「途切れのない」、「シームレス」、「連携」等のキーワードを参考に、
サブタイトルを変更

- 平成20年5月に設置、毎月第4水曜日に開催（R4は、原則オンラインにて開催）
- 障害当事者12名のみで構成（公募により選考。身体障害、知的障害、精神障害、難病）

【令和4年度の取組例】

・ 相模原事件の振り返り（7月）

- なぜ施設の前職員が犯罪を起こしてしまったのか。原因として、施設職員の給料の問題も関係しているのでは。また、本当に障害者への理解がある方だったのか。
- 昔よりも地域で障害者が暮らせるよう制度が整ってきたと思っていたので、相模原事件はショックな出来事だった。
- 誰もが身体障害や高齢により車いす生活になる可能性があり、障害者は人生の先輩であるといった意見もある。当事者発信で現実に具現化していくのが当事者部会の役割である

・ コロナ禍における生活面での変化や困りごと（9月）

- もし発熱すれば普段診てもらっていない病院へ行くことになるが、視覚障害があると、初めての病院に行くことはハードルが高い。かかりつけの発熱外来も自宅から遠く、実際に行くことができるのか不安がある
- 流行当初は家族が仕事に行く中、自分だけが動けなかったため孤独を感じていたが、現在はオンラインで会議に参加したり、プールに行き泳いだりと少しずつ元の生活に戻ってきている。ただ、今まで気楽に会えていた方とはまだ会えない状況が続いている

	内容
設置経緯	<ul style="list-style-type: none"> ● R3年度共通テーマに対する各区協議会での議論を受け、専門的に議論を深めるために設置
設置目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害児とその家族等を支える相談や相談支援体制を豊かにしていくこと」を大きなテーマとする <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフステージに応じた途切れのない連携（「縦の連携」）と、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の地域の支援体制との連携（「横の連携」）の視点 ・ 「縦の連携」のつながりにくさを意識しつつ、「どのライフステージでキャッチし、どのネットワークに乗せていくことができるか」という視点を持ちながら、「できていないこと」に注目するのではなく、「こうなればうまくいくのでは」という前向きな協議を実施
R4の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● R4年度は、計2回のワーキングを開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回：地域の支援機関をお招きし、多機関連携の好事例をご紹介いただく。その後「連携」や「ネットワークの強化」について意見交換 ・ 第2回：地域の小学校の教頭先生をお招きし、地域の障害児支援機関等との連携事例をご紹介いただき、意見交換
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● このワーキングチームの対象は、主に「学齢期」としている ● R5年度は、計4回程度の開催を予定し、今年度中に何らかの結論を得る方向

協議会の取組（強度行動障害支援ワーキング）

- 「強度行動障害」とは、
国資料によると、「自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと」とされている。

	内容
設置背景	<ul style="list-style-type: none">● いわゆる「ロングショートステイ」を余儀なくされている障害者とその家族等にとって切実な実態● 「ロングショートステイ」を余儀なくされている方のなかには、強度行動障害を有する方が多く含まれている。地域福祉課等からの要請もあり、継続的な支援体制の整備の検討を目的に設置
これまでの取組と今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">● R1年度においては、計4回のワーキングを実施<ul style="list-style-type: none">・ 支援対象数は、R1.12月時点の障害支援区分認定調査の「行動関連項目」のスコアが「20点以上」が約90名、「10点以上」が1,100人弱● 新型コロナウイルス感染症の影響により2年間活動が休止し、R4年度にワーキングを再開<ul style="list-style-type: none">・ R4年度においては、計4回のワーキングを開催・ 大阪府が実施している「重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業」を参考にしながら、堺市における支援体制・ネットワーク・社会資源を整備する
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">● R4年度に国で実施された「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」の報告もふまえ、また、大阪府とも連携しながら、堺市における支援体制等の構築に向けた検討を継続● R5年度中に具体的な結論を得て、R6年度以降の仕組みの具体化をめざす